

官報

号外
平成二十八年十二月九日

○第百九十二回 衆議院會議録 第十七号

平成二十八年十二月九日(金曜日)

議事日程 第十六号

平成二十八年十二月九日

午後零時三十分開議

第一 がん対策基本法の一部を改正する法律案

(参議院提出)

第二 民間あつせん機関による養子縁組のあつ

せんに係る児童の保護等に関する法律案

(参議院提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 がん対策基本法の一部を改正する法

律案(参議院提出)

日程第二 民間あつせん機関による養子縁組の

あつせんに係る児童の保護等に関する法律案

(参議院提出)

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に

関する法律案(参議院提出)

午後零時三十二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 がん対策基本法の一部を改正する

法律案(参議院提出)

日程第二 民間あつせん機関による養子縁組

のあつせんに係る児童の保護等に関する法

律案(参議院提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、がん対策基本法

の一部を改正する法律案、日程第二、民間あつせ

ん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保

護等に関する法律案、右両案を一括して議題とい

たします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長丹羽

秀樹君。

がん対策基本法の一部を改正する法律案及び同

報告書

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに

係る児童の保護等に関する法律案及び同報告

書

(本号末尾に掲載)

(丹羽秀樹君登壇)

○丹羽秀樹君 たいいま議題となりました両案に

ついて、厚生労働委員会における審査の経過及び

結果を御報告申し上げます。

まず、がん対策基本法の一部を改正する法律案

について申し上げます。

本案は、がん対策の一層の推進を図るため、所

要の措置を講じようとするもので、その主な内容

は、

第一に、基本理念として、がん患者が円滑な社

会生活を営むことができる社会環境の整備が図ら

れること等を明記すること、

第二に、がん患者の雇用の継続等に関する事業

主の責務について規定すること、

第三に、罹患している者の少ないがん及び治癒

が必要な配慮がなされるものとする

等であります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る十二月

六日本委員会に付託され、翌七日、参議院厚生労

働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結

果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決す

べきものと議決した次第であります。

次に、民間あつせん機関による養子縁組のあつ

せんに係る児童の保護等に関する法律案について

申し上げます。

本案は、民間あつせん機関による養子縁組の

あつせんに係る児童の保護を図るとともに、あわ

せて民間あつせん機関による適正な養子縁組の

あつせんの促進を図ろうとするもので、その主な

内容は、

第一に、民間あつせん機関による養子縁組の

あつせんは、児童の福祉に関する専門的な知識及

び技術に基づいて児童の最善の利益を最大限に考

慮し、これに適合するように行われなければならない

こと、

第二に、養子縁組あつせん事業を行おうとする

者は、都道府県知事の許可を受けなければならない

こと、

第三に、民間あつせん機関は、厚生労働省令で

定める場合を除き、養子縁組のあつせんに関し、

いかなる名義でも、実費その他の手数料または報

酬を受けてはならないこと

等であります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る十二月

六日本委員会に付託され、翌七日、参議院議員山

本香苗君から提案理由の説明を聴取し、採決の結

果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決す

べきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決し

ました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両案を一括して採決いたし

ます。

両案の委員長の報告はいずれも可決でありま

す。両案は委員長報告のとおり決するに御異議あ

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたし

ました。

○笹川博義君 議事日程追加の緊急動議を提出い

たします。

参議院提出、建設工事従事者の安全及び健康の

確保の推進に関する法律案を議題とし、委員長の

報告を求め、その審議を進められることを望みま

す。

○議長(大島理森君) 笹川博義君の動議に御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進
に関する法律案(参議院提出)

○議長(大島理森君) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長西銘恒三郎君。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(西銘恒三郎君登壇)

○西銘恒三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その施策の基本となる事項等を定めようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国等の責務を明らかにすること、

第二に、政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならず、都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めること、

第三に、基本的施策として、国及び都道府県は、建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等に必要な施策を講ずること
などであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る十二月七日日本委員会に付託され、本日、増子参議院国土交通委員長から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十分散会

出席国務大臣

厚生労働大臣 塩崎 恭久君
国土交通大臣 石井 啓一君

○議長報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
官民データ活用推進基本法
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
再犯の防止等の推進に関する法律

(報告書受領)

一、去る六日、内閣から次の報告書を受領した。
平成二十八年度第二・四半期における予算使用の状況
平成二十八年度第二・四半期における国庫の状況

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任

補欠

宮路 拓馬君	宗清 皇一君
山田 賢司君	大串 正樹君
大串 正樹君	山田 賢司君
宗清 皇一君	宮路 拓馬君
赤澤 亮正君	山下 貴司君
山下 貴司君	赤澤 亮正君

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任

補欠

安藤 裕君	木村 弥生君
宮川 典子君	豊田真由子君
宮路 拓馬君	大隈 和英君
木村 弥生君	鬼木 誠君
豊田真由子君	工藤 彰三君
大隈 和英君	宮路 拓馬君
鬼木 誠君	安藤 裕君
工藤 彰三君	宮川 典子君

厚生労働委員

辞任

補欠

田中 英之君	星野 剛士君
高橋ひなこ君	青山 周平君
村井 英樹君	穴見 陽一君
阿部 知子君	田嶋 要君
青山 周平君	高橋ひなこ君
星野 剛士君	田中 英之君
田嶋 要君	阿部 知子君
穴見 陽一君	村井 英樹君

国家基本政策委員

辞任

補欠

高村 正彦君	江渡 聡徳君
安住 淳君	本村賢太郎君
細野 豪志君	後藤 祐一君
小沢 一郎君	玉城デニー君
江渡 聡徳君	高村 正彦君
後藤 祐一君	細野 豪志君
本村賢太郎君	安住 淳君
玉城デニー君	小沢 一郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

池田 佳隆君	前田 一男君
斎藤 洋明君	中村 裕之君
原口 一博君	中島 克仁君
笠井 亮君	穀田 恵二君
中村 裕之君	斎藤 洋明君
前田 一男君	池田 佳隆君
中島 克仁君	原口 一博君
穀田 恵二君	笠井 亮君

一、昨八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

門山 宏哲君	神山 佐市君
小泉進次郎君	長坂 康正君
鈴木 俊一君	大見 正君
高橋ひなこ君	金子万寿夫君
大見 正君	鈴木 俊一君
金子万寿夫君	高橋ひなこ君
神山 佐市君	門山 宏哲君
長坂 康正君	小泉進次郎君

辞任

補欠

菅家 一郎君	金子万寿夫君
小泉進次郎君	大岡 敏孝君
三ツ林裕巳君	山田 美樹君
小沢 鋭仁君	吉田 豊史君
大岡 敏孝君	小倉 将信君
小倉 将信君	小泉進次郎君
金子万寿夫君	菅家 一郎君
山田 美樹君	三ツ林裕巳君
吉田 豊史君	小沢 鋭仁君

(議案受領)

一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案
一、去る七日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案
一、昨八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
民法の一部を改正する法律案

中小企業に対する必要な事業資金の融通のための措置に関する法律案
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

公職の選挙における開票の結果に関する選挙人等の請求に基づく得票数の調査に係る制度の整備に関する法律案
国会における各党派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

労働基準法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第六五号)
公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第六六号)
公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第六七号)
公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第六八号)

公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法の導入に係る措置に関する法律案
公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案
労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案
個人情報保護の保護に関する法律の一部を改正する法律案
公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案

財政法の一部を改正する法律案
健康保険法の一部を改正する法律案
高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案
国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
保育士給与の官民格差の是正に関する法律案
(議案付託)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
がん対策基本法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第五〇号)
民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案(参議院提出、参法第五三号)

以上二件 厚生労働委員会 付託
一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案(国土交通委員長提出、参法第五四号)(予)
国土交通委員会 付託
一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案(参議院提出、参法第五四号) 付託
国土交通委員会

(議案送付)
一、去る六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
無電柱化の推進に関する法律案
自転車活用推進法案
道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案
特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(第百八十九回国会衆法第二一〇号)

一、去る六日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)
一、去る七日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
官民データ活用推進基本法案
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(第百九十四回国会衆法第三四号)
再犯の防止等の推進に関する法律案
(質問書提出)
一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
賭博による収益に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)
射幸心に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)
武力紛争の考え方に係る質問主意書(緒方林太郎君提出)
ロシアのプーチン大統領の来日で期待することに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ロシア太平洋艦隊の国後島および択捉島へのミサイル配備に関する再質問主意書(逢坂誠二君提出)
薬剤師の配置基準に関する再質問主意書(緒方林太郎君提出)
沖縄戦での「日本軍による住民の集団強制自決」の記述の回復と教科書検定意見の撤回に関する質問主意書(仲里利信君提出)
ドナルド・トランプ氏と安倍総理の会談内容に関する再質問主意書(逢坂誠二君提出)
世耕経済産業大臣の原研コスト発言に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

平成二十八年十二月九日 衆議院會議録第十七号 議長の報告

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ロシアに対する経済分野における八項目の協力プランに関する質問主意書(後藤祐一君提出)
天皇陛下のご公務に関する質問主意書(石関貴史君提出)

SACO合意及び普天間飛行場の五年以内の返還の破綻と最近の普天間飛行場の機能強化との関係に関する質問主意書(仲里利信君提出)
TPP協定第八章に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

年金制度抜本改革に関する質問主意書(長妻昭君提出)

「原発の発電コストは一番安い」との経済産業大臣の発言に関する質問主意書(長妻昭君提出)

(答弁書受領)

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員逢坂誠二君提出下ナルド・トランプ氏と安倍総理の会談内容に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の見直し等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出ロシア太平洋艦隊の国後島および択捉島へのミサイル配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出南スーダンにおけるPKO参加五原則の適合性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出日本が南スーダンのPKO活動に協力する理由に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出年金制度の所得代替率に関する質問に対する答弁書

平成二十八年十一月二十五日提出
質問 第一六七号

ドナルド・トランプ氏と安倍総理の会談内容に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

ドナルド・トランプ氏と安倍総理の会談内容に関する質問主意書

平成二十八年十一月十七日(現地時間)、安倍総理は、アメリカ合衆国のニューヨークを訪問し、ドナルド・トランプ氏と会談(本会談という)を行った。

トランプ氏との会談後、安倍総理は、「二人で、ゆつくりと、じつくりと胸襟を開いて、率直な話ができたと思っています。大変温かい雰囲気の中で会談を行うことができた」「共に信頼関係を築いていくことができる、そう確信の持てる会談でありました。中身につきましては、私は私の基本的な考え方についてはお話をさせていただきました」「と述べつつ、「中身につきましては、まだ次期大統領は正式に大統領に就任していない。そして、今回は非公式の会談であるということから、中身についてお話をすることは差し控えておきたい」と述べています」とも述べた。

ドナルド・トランプ氏と安倍総理の本会談は、今後の国民生活に大きな影響を与えかねない要素を含んでいるものの、安倍総理による本会談の説明があまりにも判然としないため、以下質問する。

一 過去に日本国の首相が就任前のまだ公的立場を持つていない他国の国家元首の予定者と個別に会談した事例は存在するの。政府の見解を示されたい。
二 日本国の首相が就任前のまだ公的立場を持つていない他国の国家元首の予定者と個別に会談することは、わが国の外交上のプロトコールに

反するのではない。政府の見解を示されたい。

三 安倍総理はどのような立場のドナルド・トランプ氏と会談したと認識しているの。政府の見解を示されたい。

四 イギリスのBBCなどでも、ドナルド・トランプ氏を紹介するにあたり、「US President-elect Donald Trump」(合衆国大統領に選ばれたドナルド・トランプ)と表記しており、現在のドナルド・トランプ氏は公人としての立場を持つていないと思われる。政府は、本会談当時、ドナルド・トランプ氏は公的立場を持つていないと考えていたの。政府の見解を示されたい。

五 安倍総理は本会談で、「共に信頼関係を築いていくことができる、そう確信の持てる会談でありました」と感想を述べつつも、その内容については概要すら明らかにしようとしな。国民に対して、「確信の持てる会談」と自賛するのであれば、少なくとも概要は述べるべきであろう。安倍総理は何をもって「確信の持てる会談」と確信したの。その理由を明らかにされたい。

六 右の問に関して、その理由を明らかにできない場合、どのような理由で明らかにしないと判断したの。国民に分かりやすい言葉で、政府の見解を示されたい。

七 安倍総理は本会談で、日本国民にも明らかにできないような日本政府の基本的な考え方をドナルド・トランプ氏と同時したイヴァンカ・トランプほかのアメリカの私人に明らかにしたと言。これはどのような法令上の根拠に基づくの。あるいは外交上のプロトコールに反しないの。政府の見解を示されたい。

八 安倍総理が外交官でもなく私人に過ぎないイヴァンカ・トランプらに日本政府の基本的な考え方を話したことは、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」(平成十三年一月六日閣議決定)でいうところの、「国務大臣等(内閣総理大臣その他の国務大臣、副大臣(内閣官房副長官を含む)及び大臣政務官)は「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない」という職務等の規範に反するのではない。あるいは反しない」とすれば、どのような理由で免責されるの。政府の見解を示されたい。

九 ドナルド・トランプ氏と安倍総理は、二人だけで、日本側の通訳だけを介して、いわゆるテ・タテの会談を約四十五分間行つたと報じられている。通訳を介しての約四十五分であれば、実質的な会談は約二十分余であり、数回の会話の往復に過ぎない。このような程度の会話のやりとりでも安倍総理は「確信の持てる会談」と確信できたの。見解を示されたい。

十 右の問に関して、ドナルド・トランプ氏と安倍総理の会話の記録は残されているの。政府の見解を示されたい。

十一 ドナルド・トランプ氏はロシアのプーチン大統領と電話で会談し、意見交換をしたことが報じられている。また、ドナルド・トランプ氏のロシア訪問時期について、ロシアのイズヴェスチヤ紙は大統領就任式後になると報じた。このように通常の外交上のプロトコールでは、大統領就任後に国家首脳同士が会談を行うのが通例であり、US President-electに過ぎないドナルド・トランプ氏と安倍総理が会談することは明らかに外交上のプロトコールを逸脱する。イギリスのエリザベス女王もドナルド・トランプ大統領の訪英を望んでいると報じられているが、その時期は来年の六月ないし七月だと報じられている。本会談は、明らかに前のめりで、

国際的な外交上のプロトコールにも反するのでないか。政府の見解を示されたい。

十二 本会談後、「安倍総理からは、ゴルフクラブを贈呈したことが明らかにされているが、このゴルフクラブの代金は公的な会計の中から支出されたのか。政府の見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質一九二第一六七号

平成二十八年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出トナルド・トランプ氏と安倍総理の会談内容に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出トナルド・トランプ氏と安倍総理の会談内容に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「公的立場」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、過去に日本の内閣総理大臣が他国の国家元首になる予定の者との会談を行った例としては、平成二年一月に、海部俊樹内閣総理大臣(当時)が、その当時においてブラジルの次期大統領であった訪日中のフェルナンド・コロール氏と会談を行った例や、平成十四年四月に、小泉純一郎内閣総理大臣(当時)が、独立を控えた東ティモールを訪問し、独立に当たつての大統領選挙に当選していたシャナナ・グスマン氏と会談を行った例等があると認識している。

二から四まで、七、八及び十一について

政府としては、日本の内閣総理大臣が他国の国家元首になる予定の者等との会談を行い基本的な考え方を伝えることを妨げる「外交上のプ

ロトコール」や法令等があるとは承知してない。

御指摘の「公的立場」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、安倍晋三内閣総理大臣は、次期米国大統領としてのトナルド・トランプ氏と非公式に会談したものであると認識している。

五、六及び九について

安倍内閣総理大臣とトランプ次期米国大統領は、二人で一時間半にわたり会談し、その中で、安倍内閣総理大臣は様々な課題についての基本的な考え方を伝え、温かい雰囲気の中、非常に充実した意見交換を行うことができた。トランプ次期米国大統領は、現職の米国大統領であるバラク・オバマ大統領がいる中で、自身があたかも現職の米国大統領のように振る舞うことは米国の国益にとってマイナスであるという認識を持ち、現職の大統領に対する敬意を示していた。

こうしたことから、安倍内閣総理大臣はトランプ次期米国大統領と共に信頼関係を築いていくことができたと確信したものである。同会談では、トランプ次期米国大統領から、米国に大統領が二人いるかのような印象を与えるべきではないとの強い要望があったことから、内容については一切公表しないことで一致した。

十について

トランプ次期米国大統領は米国大統領に正式に就任しておらず、今回の会談は非公式なものであり、会談の記録は作成していない。

十二について

御指摘のゴルフクラブの購入に当たっては、安倍内閣総理大臣が私費で支払を行った。

平成二十八年十一月二十五日提出
質 問 第一一六八号

沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の見直し等に関する再質問主意書
提出者 仲里 利信

沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の見直し等に関する再質問主意書

沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の見直し等に関しては、十月十三日付質問主意書第六一〇号で質問を行い、十月二十一日付で答弁を得たところである。その際行った質問で、これら二つの交付金について県や市町村から「使い勝手が悪い」との要望や指摘の報道があり、見直すべきではないかと質したところ、「個々の報道についての答弁は差し控えたい」と答弁し、本職の指摘や報道で明らかになった要望等に真摯に対応しようとしている。また、沖縄県が成果目標の設定や、達成状況の評価、事業の見直し・改善を行うと答弁しているが、交付対象事業が効果的・効率的であるかの勘案と、選択と集中、必要不可欠か否かの精査を誰が行うかについては一切触れようとしていない。

さらに、内閣府は二〇一七年度予算の概算要求で二〇一六年度当初予算から百四十億円減額する方針を明らかにしたが、その理由として二つの交付金の繰越と不用の高さ等を挙げているが、沖縄県を始め県内の市町村は制度を無視した余りにも一方的なやり方で、減額ありきの計算式が前提にあるとして不満を募らせている。

これらを踏まえて再度お尋ねする。
一本職は、沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金を使い勝手の悪い交付金であり「自由度が低い」のではないかと質したが、政府は質問に真面目に答えようとせず、単に仕組

みを答えるだけである。しかし、自由度が低い最も大きな理由は、政府が使い道について余りにも口出しを行い、地方の判断や創意工夫をないがしろにしているからである。その端的な事例が伊平屋村の「島発ち教育推進事業」であり、沖縄県の「大型MICE受入環境整備事業」等である。この他にも本職が質問主意書で指摘したように、成果指標が主張し難い教育福祉関係が政府との事前調整・協議の段階で見送られるケースが数多く聞こえてくるのであるが、これらのように中断を余儀なくされた事業や政府との事前の調整で断念した事業の名称、事業内容及びその理由について政府の承知するところを明らかにした上で、成果指標が主張し難い教育・福祉関係事業で、地方の活性化に繋がるものについては弾力的で前向きな取り扱いとして地元自治体に全てを任せるべきであると本職は考えるが、政府の認識と見解を答えられたい。

二 二つの交付金の交付対象事業が効果的・効率的であるかの勘案と、選択と集中、必要不可欠か否かの精査は誰が行うのか。

三 二つの交付金について沖縄県が関与できるのは成果目標の設定や達成状況の評価だけであり、事業が効果的・効率的か、選択と集中をどのように図るか、沖縄振興上必要かどうかという極めて重要な部分は、結局政府が握り、主導権を持ち続けているのではないのか。

四 政府は、「地方創生」を最重要課題と位置づけ、今国会で本格的な取り組みを始めるものとことであるが、地方を活性化させるための具体的な取り組みとして本職は、地方自治体の創意工夫によって、自分たちの地域に必要なことに取り組みたい。中央集権的な仕組みを根本的に変えて、地方分権を進める以外にはないと考える。そしてその一つの方法が思い切つて地方

に財源を渡すことである。すなわち、国が使い道について一切口出しをせずに地方の判断に任せるべきである。なお、本職のこのような考えは、一九七一年十一月に琉球政府が日本政府に提出しようとし、顧みられなかったため目の目を見るのが出来なかった「復帰措置に関する建議書」(当時の琉球政府主席であった屋良朝苗氏の名前を取って通称「屋良建議書」)において要求された「過去の苦難に充ちた歴史と貴重な体験から復帰にあたっては、一、地方自治権の確立、(中略)、四、県民本位の経済開発等を骨組とする」との考えとくしくも考えを同じくするものである。よって、本職と屋良建議書のこのような考えについて政府の認識と見解を答えられたい。

五 沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金は地方の創意工夫を推進することにも、地方に責任を持たせるために交付金ではなく、交付税とすべきではないか。

六 内閣府の二〇一七年度概算要求の中で沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の算出に当たり、内閣府は新たな計算式を導入したとのことであるが、その方法、根拠及び額について政府の承認するところを明らかにした上で、沖縄県を除く他の都道府県でもこのような計算式を用いて次年度の概算要求額を算出しているかについて政府の見解を答えられたい。

七 他の都道府県で一般的に使われていない計算式をなぜ沖縄県だけに導入するのかという理由について政府の承認するところを明らかにした上で、一般的でない計算式を沖縄県のみを用いることの妥当性について政府の見解を答えられたい。

八 政府が減額の理由として挙げた二つの理由のうち、繰越はその性質上又は避けがたい事故等により年度内に支出が終わらないときに地方自治法第二百三十三条に基づく所定の手続きを経て

行うものであり、その事業目的と効果はいささかも損なわれるものではない。ましてや政府の承認を得て行ったことを考えると到底納得できない理由である。よって、なぜ繰越を概算要求の減額の算定に用いるのか、その理由について政府の認識と見解を答えられたい。

九 質問八に関連して、減額理由の残りの一つである不用は、入札残に伴う執行の残や、経費の自主的な節減努力等による残等であり、また県や市町村等事業主体の責任が問えないものもあり、その理由は千差万別であることから、十把一絡げに処理すべきものではない。よって、政府は不用を概算要求の減額の算定に用いるならば、今回、個別の事業毎及び不用の内容等細部にわたる検証と比較を行ったのかということについて政府の承認するところを明らかにした上で、不用を機械的に減額の算定に用いることは是非について政府の見解を答えられたい。

十 沖縄県の資料によれば、二〇一二年度から二〇一五年度までの四カ年間に於ける二つの交付金の執行率は着実に向上してきており、他都道府県と比較しても遜色のない率まで改善されている。この事実は政府も異論のないところであると本職は承認するが、それではなぜ敢えて概算要求の減額の算定に執行率の悪さを挙げるのか疑問である。よって、政府は概算要求の減額の算定に執行率を用いたかについて政府の認識と見解を答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一六八号
平成二十八年十二月六日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議員仲里利信君提出沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の見直し等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の見直し等に関する再質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「地元自治体に全てを任せざるべきの意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄振興交付金は、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)に基づき、沖縄振興計画に基づき事業等のうち、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施するものが対象である。

また、沖縄振興交付金の交付申請を行うか否かは、沖縄県の判断に委ねられているものであり、お尋ねの「中断を余儀なくされた事業や政府との事前の調整で断念した事業」についてお答えする立場にない。

二及び三について

沖縄振興交付金の交付の対象となる事業等については、沖縄県において、時代潮流や地域特性を踏まえた沖縄の優位性・潜在力を見極めつつ、効果的・効率的であるかを勘案して選択と集中を図るとともに、沖縄振興に資する観点から必要不可欠なものであるか精査することが求められているところであり、その上で、沖縄振興交付金の交付申請を行うか否かは、沖縄県の判断に委ねられているものである。したがって、「結局政府が握り、主導権を持ち続けている」との御指摘は当たらない。

四について

お尋ねの「屋良建議書のこのような考えの意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマであることから、地方の発意を重視しながら、国から地方公共団体への事務・権限の移譲、それ

に伴う確実な財源措置などを、着実かつ強力に進めていくことが重要と考えている。

五について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十七年三月二十七日内閣衆質一八九第一四二号)三についてでお答えしたとおり、沖縄振興交付金は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄県からの要望を最大限尊重して創設された制度であり、地方交付税として交付する考えはない。

六及び七について

御指摘の「沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の算出に当たり、内閣府は新たな計算式を導入」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

八から十までについて

沖縄振興交付金については、我が国の厳しい財政事情の下、相当程度の繰越額及び不用額が恒常的に生じていることを踏まえ、内閣府として、平成二十九年予算概算要求を行ったものである。

平成二十八年十一月二十八日提出
質 問 第 一 六 九 号

ロシア太平洋艦隊の国後島および択捉島へのミサイル配備に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

ロシア太平洋艦隊の国後島および択捉島へのミサイル配備に関する質問主意書
平成二十八年十一月二十二日、ロシアのブラウダは「The Russian Defense Ministry has deployed anti-missile systems Bal and Bastion on the Kuril islands of Iturup and Kunashir, TASS reports.」(タス通信が伝えるように)

ロシア国防省は、クリル諸島の国後島と択捉島に對ミサイルシステムのバルとバステオンを展開した」と報じた。これらのミサイルシステムについて、「These units are part of the 72nd Coast Missile Brigade of the Pacific Fleet.」これらの部隊は、太平洋艦隊の第七十二沿岸ミサイル部隊の一つであり、ロシア太平洋艦隊の部隊のものであると報じている。

安倍総理は十二月十五日にロシアのプーチン大統領と下関で会談するものと承知しているが、この国後島および択捉島へのミサイル配備はロシア側の何らかの外交上の示唆を与えるものと推測するとともに、これに対する日本政府の対応を確認するため、以下質問する。

一 国後島および択捉島にロシア太平洋艦隊が新たにミサイルシステムを配備したことは事実であるのか。政府の把握している現状を明らかにされたい。

二 外務省はホームページで、「北方四島はいまだかつて一度も外国の領土となつたことがない我が国の領土です」と明示している。北方領土が我が国の領土であるということは、日本政府による国家作用が行われなければならないが、国後島や択捉島にロシア太平洋艦隊がミサイルシステムを配備することを放置すればこれに反する。ロシア太平洋艦隊による国後島および択捉島へのミサイル配備による、わが国の国内法上、国際法上の問題はないのか。あるとすればどのようなものか。政府の見解を示されたい。

三 プラウダによれば、「Coastal missile complex Bastion is equipped with supersonic missiles P-800 Onyx. The system is able to destroy surface ships of different classes and types. One system may have up to 36 missiles to be able to protect more than 600 km of coastline.」このミサイル群は超音波のミサ

イルP-800オニクスを装備している。このシステムは異なるクラスとタイプの艦艇を撃破することができる。一つのシステムには、六百キロメートル以上の海岸線を防御することができ、最大三十六個のミサイルを搭載できると示されているが、地対艦ミサイルシステムのバステオンの射程は六百キロメートルであることは事実か。政府の把握しているところを具体的に示されたい。

四 右の間に關して、六百キロメートルの射程を持つならば、北海道全域を射程にし、ひいては津軽海峡以北の海域で展開しようとする海上自衛隊や米海軍の艦船を接近拒否できることを意味するが、かかる認識で良いのか。また政府はバステオンの配備の目的をどのように想定しているのか。見解を示されたい。

五 プラウダによれば、「Armed with low-altitude subsonic anti-ship missiles X-35, the Bal missile system is able to destroy ground and surface targets of the enemy at a distance of about 130 km.」(低高度で亜音速で航行する対艦ミサイルX-35を装備したバル・ミサイルシステムは、およそ百三十キロメートル離れた地上や目標の標的を破壊することができると示されているが、地対艦ミサイルシステムのバルの射程は百三十キロメートルであることは事実か。政府の把握しているところを具体的に示されたい。

六 右の間に關して、バルが百三十キロメートルの射程を持つならば、北海道の網走から釧路を結ぶ直線の以東をほぼ射程にし、わが国の北方領土周辺の海域で展開しようとする海上自衛隊や米海軍の艦船を接近拒否できることを意味するが、かかる認識で良いのか。また政府はバルの配備の目的をどのように想定しているのか。見解を示されたい。

七 岸田外務大臣は、平成二十八年十一月二十五日の衆議院安全保障委員会、北方領土の返還交渉に關連し、当該地域が「現在、ロシアから日米安保条約の適用除外について求められていることではない」と述べているが、そもそも日米安全保障条約第五条という「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、この「日本国の施政の下にある領域」に日本とアメリカ合衆国以外の第三国の合意によつて、例外的に日米安全保障条約第五条の適用を除外する地帯を設けることは、現行の日米安全保障条約に照らし合わせて可能なのか。さらには当該合意後、日米安全保障条約を改定する必要があるのではないのか。政府の見解を示されたい。

八 日露交渉の結果、北方領土が返還され、わが国の施政権が回復されると、当該地域は自動的に日米安全保障条約の適用地域になるのか。政府の見解を示されたい。

九 バステオンの射程が六百キロメートルとすれば、その射程は津軽海峡にも及ぶことになる。またバステオンは高度二万メートルを亜音速で巡航した後、目標物の手前で降下し、地上の目標物も破壊できると承知している。このようなバステオンの射程内に大間原子力発電所を建設し、そこで極めて有毒性の高いMOX燃料を使用することは、ロシアに有事の時の戦略目標を提供するものであり、わが国の国家戦略上も望ましくないのではないのか。また大間原子力発電所の運営の判断は事業者が行うものという趣旨の回答を政府からしはばいた、だいたいであるが、このような新たな不安定要素が加わった場合、政府は積極的に関与すべきではないか。見解を示されたい。

十 国の安全保障政策は最悪の事態を想定して行

うべきである。本来、国境線の画定で両国が合意に達していない地域から攻撃を受け得る領域に原子力発電所などの戦略目標になるものを置くべきではない。ロシア太平洋艦隊が大間原子力発電所を攻撃した場合、政府はその被害についてのシミュレーションを行ったことがあるのか。政府の見解を示されたい。

十一 北方領土に展開するロシア太平洋艦隊が大間原子力発電所を攻撃した場合、被害はどの程度であると想定するのか。想定される死傷者数、放射性物質の拡散の程度など、北海道の函館市を含む道南地域の被害、青森県の被害はどの程度だと想定するのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一六九号
平成二十八年十二月六日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出ロシア太平洋艦隊の国後島および択捉島へのミサイル配備に関する質問に対する答弁書。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出ロシア太平洋艦隊の国後島および択捉島へのミサイル配備に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、ロシアが択捉島及び国後島への地対艦ミサイル配備を発表したと承知している。他方、政府としては、御指摘の報道に関するものも含め、我が国周辺における各国の軍事動向について必要な情報収集等を行つてきているが、お尋ねについて具体的にお答えすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。いずれにせよ、北

平成二十八年十二月九日 衆議院會議録第十七号

議長の報告

八

方四島にロシアの軍隊が駐留していることは、北方領土問題に關する我が国の立場とは相容れないと考える。
三から六までについて

公刊資料によれば、御指摘の地对艦ミサイル「バスターオン」の射程は約三百キロメートル、「バル」の射程は約百三十キロメートルであると承知している。

お尋ねの「バスターオン」及び「バル」の配備の目的等については、一及び二について述べたとおり、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、政府として具体的にお答えすることは差し控えたい。

七について
我が国及び米国は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十一年条約第六号。以下「日米安保条約」という)第五条に基づき、我が国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が發生した場合、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処することとなる。また、御指摘の「例外的に日米安全保障条約第五条の適用を除外する地帯を設けること」について政府として検討している事実はなく、お尋ねにお答えすることは困難である。

八について
日露間の平和条約締結交渉について、仮定の質問にお答えすることは差し控えたいが、我が国及び米国は、日米安保条約第五条に基づき、我が国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が發生した場合、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処することとなる。

九から十一までについて
御指摘の「バスターオン」の射程内に大間原子力発電所を建設し及び「ロシア太平洋艦隊が大間

原子力発電所を攻撃した場合」の意味するところが必ずしも明らかでないが、他国からの攻撃に關する想定については、政府として特定の施設についてお答えすることは差し控えたい。

平成二十八年十一月二十八日提出
質問 第一七〇号

南スーダンにおけるPKO参加五原則の適合性に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

南スーダンにおけるPKO参加五原則の適合性に関する質問主意書

わが国は国連事務総長からの協力要請に基づき、平成二十四年一月より自衛隊の施設部隊等を南スーダンに順次派遣している。自衛隊の派遣部隊はインフラ整備などを行い、派遣部隊の現地での活動には敬意を表するとともに、多くの国民は自衛官の崇高な努力を誇りに思っている。

派遣部隊の活動は、南スーダンの自立的発展に寄与しているものの、現地では、平成二十八年七月に与党スーダン人民解放運動内の派閥抗争、キール大統領派対マシャール副大統領派の抗争が激化し、激しい戦闘が行われ、多くの死者を出した(七月の戦闘)という。以後、南スーダンでは混乱が続いている。

このような現地情勢の下、いまなおPKO参加五原則が当該地域に適合しているのか疑念を持たざるを得ず、自衛隊の派遣部隊の派遣根拠が失われていると見るべきであるため、以下質問する。

一 PKO参加五原則でいう「紛争当事者の間で停戦合意が成立していること」に關して、南スーダンにおける紛争当事者とは具体的にどの組織や団体であるのか。政府の見解を示された

二 政府は、南スーダンでいまなおPKO参加五原則でいう「紛争当事者の間で停戦合意が成立

している」と認識しているのか。政府の見解を示された。

三 平成二十七年八月、「南スーダンにおける衝突の解決に關する合意文書(「合意文書」という)が關係当事者によつて署名された。この合意文書署名の一方の当事者は、七月の戦闘の結果国外に逃亡した第一副大統領のマシャールであるが、当事者の一方が南スーダンから逃亡したにもかかわらず、政府はPKO参加五原則でいう「紛争当事者の間で停戦合意が成立している」との認識であるならば、その判断の具体的な根拠は何か。見解を示されたい。

四 PKO参加五原則でいう「国連平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること」とあるが、この同意をどのような方法で誰との間で確認したのか。政府の見解を示されたい。

五 マシャールが南スーダンから国外逃亡し、隣国のコンゴに潜伏したとの報道もあるが、PKO参加五原則でいう「国連平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意している」という前提は崩れていると見るべきである。さらには、現状のように、紛争の一方の当事者であるキール大統領派の主張だけを日本政府が受け入れるならば、「当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を厳守すること」に反し、PKO参加五原則に基づき「いずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収すべきである」と考えるが、政府の見解を示されたい。

六 現在、南スーダンの第一副大統領はタン・デン・ガイ氏であると承知しているが、与党スーダン人民解放運動の中では、キール大統領派、第一副大統領のデン派、前第一副大統領の

マシャール派との対立が続ぎ、デン第一副大統領はマシャール派を代表するものではなく、合意文書の当事者足りえないと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 政府は合意文書におけるマシャールの法的権利、義務の継承者は誰であると考えているのか。見解を示されたい。

内閣衆質一九二第一七〇号
平成二十八年十二月六日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出南スーダンにおけるPKO参加五原則の適合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員逢坂誠二君提出南スーダンにおけるPKO参加五原則の適合性に関する質問に対する答弁書

一から三までについて
先の答弁書(平成二十八年十二月二日内閣衆質一九二第一六〇号。以下「前回答弁書」という)三、五及び六についてお答えしたとおり、国際連合南スーダン共和国ミッション(以下「UNMISS」という)は、国際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律(平成四年法律第七十九号。以下「法」という)第三条第一

号に該當する国際連合平和維持活動である。したがって、この場合、同号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意は、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに当たつての要件となるものではない。

四について
UNMISSは、南スーダン共和国政府の要請に基づき設立されたものであり、法第三条第

二 政府は、南スーダンでいまなおPKO参加五原則でいう「紛争当事者の間で停戦合意が成立

一号口に規定する同意は得られていると考えている。また、政府としては、同国政府に対して外交ルートを通じ、法第六条第一項第一号に掲げる同意の存在を確認している。さらに、UNMISSの設立以降、同国政府として、国際連合及び我が国のいずれに対しても、法第三条第一号口に規定する同意及び法第六条第一項第一号に掲げる同意の存在を否定するような意思は示しておらず、これらの同意は引き続き得られていると考えている。

に努力し、人的、物的なPKO活動を行ってきた。わが国の要員の活動は、専門性に富み、規律正しく、信頼性の高いものとして、国連や受入れ国などの国際社会から高く評価されているものの、その実施の理由について疑義があるので、以下質問する。

一 現在、世界でPKO活動が展開されている国や地域は、スーダン、リベリア、コンゴ民主共和国、西サハラ、チャド・中央アフリカ、コートジボワール、東ティモール、パキスタン、コソボ、グルジア、キプロス、レバノン、中東と認識しているが、政府の把握状況と齟齬がないか明らかにされたい。

二 世界のPKO活動のうち、現在、日本から要員を派遣しているPKO活動について明示されたい。

三 世界のPKO活動のうち、現在、日本から要員を派遣していないものの、何らかの形で関与をしているPKO活動について具体的に示されたい。

四 日本がどの地域のいかなる様態のPKO活動に参加するのか、その判断基準になるものがあるのか。あるとすればどのようなものか。具体的に示されたい。

五 日本が関与しないPKO活動がある中で、なぜ南スーダンのPKO活動に日本が参加するのか。それはどのような理由からか。政府の見解を示されたい。

六 中国は国連の南スーダン派遣団に文民警察官を含む要員約三千人を派遣しているとの報道があるが、中国の南スーダンへの国連への協力活動としての人的派遣はどのようなものか。政府の把握状況を具体的に示されたい。

七 アフリカには国連加盟国の約二十八％にあたる五十三カ国があり、その強い支持を得ることは、安倍政権の進める日本の国連安保理の常任理事国入りを進めるためには不可欠との指摘がある。平成二十八年八月二十七日、ケニアで開催されたアフリカ開発会議(TICAD)で、安倍総理は常任理事国入りを念頭に、「二〇二三年までに、アフリカは、常任理事国を送り出しているべきです。国連安保理の改革こそは、日本とアフリカに共通の目標です。達成に向けてともに歩むことを、皆さまに呼びかけます」と表明したものの、中国の国営メディアは、日本は第二次大戦の侵略国、ファシズム国であり、アジア太平洋を侵略し、野蛮な植民地支配をした。日本は国連憲章の定める「旧敵国」だ。常任理事国入りする資格を持たない旨、批判的に報じた。政府が現地情勢の不安定な南スーダンのPKO活動に要員を積極的に派遣するのは、アフリカで中国が持つ政治的影響力に対抗し、日本のアフリカ諸国への影響力を拡大する側面を持つのではないか。政府の見解を示されたい。

八 右の問に關して、日本のアフリカ諸国への国際的影響力の拡大は、安倍総理が強く望む日本の国連安保理の常任理事国入りを念頭に置くものではないか。政府の見解を示されたい。

内閣衆質一九二第二一七号

平成二十八年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日本が南スーダンのPKO活動に協力する理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出日本が南スーダンのPKO活動に協力する理由に関する質問に対する答弁書

一 御指摘の「世界でPKO活動が展開されている」

る「具体的に意味するところ」が必ずしも明らかではないが、国際連合の統括の下に行われる平和維持活動については、国際連合の公表によれば、平成二十八年十一月時点で、中東において国際連合休戦監視機構が、インド及びパキスタン・イスラム共和国において国際連合インド・パキスタン軍事監視団が、キプロス共和国において国際連合キプロス平和維持隊が、ゴラン高原において国際連合兵力引き離し監視隊が、レバノン共和国南部において国際連合レバノン暫定隊が、西サハラにおいて国際連合西サハラ住民投票監視団が、コソボ共和国において国際連合コソボ暫定行政ミッションが、リベリア共和国において国際連合リベリア・ミッションが、コートジボワール共和国において国際連合コートジボワール活動が、ハイチ共和国において国際連合ハイチ安定化ミッションが、ダルフル地方においてダルフル国際連合・アフリカ連合同ミッションが、コンゴ民主共和国において国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッションが、アビエ地域において国際連合アビエ暫定治安部隊が、南スーダン共和国において国際連合南スーダン共和国ミッション(以下「UNMISS」という。)が、マリ共和国において国際連合マリ多面的統合安定化ミッションが、中央アフリカ共和国において国際連合中央アフリカ多面的統合安定化ミッションが、それぞれ展開されていると承知している。

二 について

御指摘の「世界のPKO活動のうち」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号。以下「法」という。)の規定に基づき、現在、我が国が要員を派遣している国際連合平和維持活動は、UNMISSのみである。

平成二十八年十一月二十八日提出
質問 第一七 一 号

日本が南スーダンのPKO活動に協力する理由に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

理由に関する質問主意書

わが国は、国際社会の平和と安定のために積極的な役割を果たしていくことが必要と考え、一九九二年六月、国際平和協力法を制定し、国連を中心とした国際平和協力(PKO)という。のため

三について

御指摘の「世界のPKO活動のうち」及び「何らかの形で関与をしている」の意味するところが明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

国際連合平和維持活動への参加については、憲法及び法の枠内で、我が国が適切に対応することが可能な分野であるかどうか等の観点から、現地調査の結果や国際連合の意向も踏まえて総合的に判断することとなるため、一概にお答えすることは困難である。

五及び七について

UNMISSへの我が国の要員の派遣については、国際連合から我が国に対し要請があり、我が国としても、憲法及び法の枠内で、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととしたものである。

六について

国際連合の公表によれば、中華人民共和国は、平成二十八年八月時点で、UNMISSに個人警察要員十二名、軍事専門要員三名及び部隊要員千五十一名を派遣していると承知している。

八について

政府としては、アフリカは、貿易、投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げている一方、依然として深刻な開発課題等を抱える国々も存在しているとの認識の下で、アフリカの成長を我が国とアフリカの双方の更なる発展に結び付けられるよう、我が国とアフリカとの関係強化を図っていく考えである。

また、政府としては、アフリカ諸国を含め、

国際連合安全保障理事会改革の必要性について意見を同じくする多くの国々と協力して、当該改革の実現に向けリーダーシップを発揮していく考えである。

平成二十八年十一月二十八日提出
質問 第一七二号

年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する再質問主意書

提出者 長妻 昭

年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する再質問主意書

前回提出の主意書に対する答弁書(平成二十八年十月二十八日)で答弁漏れがあったので再度質問する。

まず、安倍内閣は現行年金制度を変える必要性を感じているか、否か、お答え願いたい。

次に前回の答弁書では、年金制度について「安倍総理が答弁している抜本改革とは何を指し、どのようなものか、現時点における見解をお示し願いたい」とお尋ねしたが、答弁が無く、答弁漏れと言わざるを得ない。今回は誠実にご答弁いただきたい。

また「将来の年金制度体系の在り方については、国会において議論されるべきもの」との答弁があるが、三年前(平成二十五年八月六日)に出された社会保障制度改革国民会議(以下、国民会議)の最終報告書には「将来の制度体系については引き続き議論する」とあり、これは政府内での議論を念頭においた報告である。にもかかわらず、安倍内閣は、国民会議の報告書は政府内の議論は念頭においていない、国会の議論を念頭においていると理解しているのか、お尋ねする。

国民会議の報告書には「将来の制度体系については引き続き議論をする」とあるのに、報告書が

出てから三年間、議論をしなかったのはなぜか、安倍内閣にその理由を問う。

そもそも安倍内閣は国民会議の報告書にある、将来の制度体系の議論、つまり年金制度抜本改革について議論するつもりはあるのか、ないのか明確にご答弁願いたい。

また、国民会議の最終報告書には「併せて、低所得者に対するセーフティネットの強化に関しては、年金制度だけで対応するのではなく社会保障全体で対応すること、(中略)についても、認識が共有された」とあるが、その共有された認識を具現化する作業は実施されているのか、内閣の見解を問う。

また、平成二十五年五月十七日の国民会議では当時の田村憲久厚生労働大臣が「低所得者対策ということで、福祉的給付というものを昨年考えたわけでありすが、これでも本場に足りるのかどうかという議論はしなければなりません、そう思っています」と述べている。その後、福祉的給付だけで足りるか否かの議論はされたのか。安倍内閣は、福祉的給付だけで年金は足りるとお考えか。お示し願いたい。

答弁書では「満額の老齢基礎年金の額と家計調査における高齢無職世帯の支出を見ると、夫婦世帯では、当該額が基礎的消費支出を賄っており、単身世帯では、当該額が当該基礎的消費支出をおおむね賄っている」としている。この考え方は今後年金制度が続く百年間維持できるとお考えか。

また、「おおむね賄っている」とは言えない状態とはどのような場合かお示し願いたい。

また、「おおむね賄っている」という状態が維持できない場合、所得代替率が五十パーセントを切らなくても、なんらかの措置が必要と考えるが、どのような措置を講ずるのか、お示し願いたい。

また、生活保護を受けている高齢世帯の増加の原因の一因として、年金の脆弱性があるのか、否

か、内閣の見解をお示し願いたい。また、この十年間で、人口に占める生活保護を受ける人の割合が一度も下がらず上昇し続けている年代はどの年代か、お示し願いたい。その理由もお尋ねする。

先の答弁書では「高齢者の生活を下支える新たな制度については、その必要性も含め、諸外国の例も参考にしながら研究してまいりたい」とあるが、現時点では、どのような仕組みを念頭に置いているのか、基本的考え方をお尋ねする。

右質問する。

内閣衆質一九二第一七二号
平成二十八年十二月六日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員長妻昭君提出年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する再質問に対する答弁書

御指摘の「年金制度抜本改革」及び「現行年金制度を変える」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書(平成二十八年十月二十八日内閣衆質一九二第七八号。以下「先の答弁書」という。)で答えたとおり、年金制度については、まずは、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号。以下「社会保障改革プログラム法」という。)第六條第二項各号に掲げる事項その他必要な事項について取り組むこととしている。

これまで、具体的には、同項各号に掲げる事項等について検討を加える、その結果に基づいて同項第一号及び第二号に掲げる事項等について所要の措置を講ずるための公的年金制度の持続可能性の向

上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)を第百九十回国会に提出する等の取組を行ってきたところである。なお、改正法案附則第二条においては、改正法案の施行後速やかに、社会保障改革プログラム法第六條第二項各号に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを規定している。

今後、政府としては、同項及び改正法案附則第二条に基づく措置を講じた上で、社会経済情勢の変化への対応、年金の長期的な給付と負担の均衡の確保等の観点から、先の答弁書で答えし「社会保障と税の一体改革以降の将来の年金制度体系の在り方」(以下「将来の年金制度体系の在り方」という。)を検討する所存である。なお、先の答弁書における「その上で、将来の年金制度体系の在り方については、国会において議論されるべきもの」とは、当該措置を政府において講ずる前に将来の年金制度体系の在り方について議論を行うとのことであれば、具体的な案を示された上で、国会において議論されるべきとの趣旨を述べたものである。

お尋ねの「共有された認識を具現化する作業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「低所得者に対するセーフティネットの強化」については、社会保障と税の一体改革における年金生活者支援給付金の創設並びに医療及び介護の保険料の負担の軽減等に取り組むとともに、生活困窮者自立相談支援事業等による支援を行い、社会保障制度全体で総合的に対応していくこととしている。また、お尋ねの「福祉的給付だけで年金は足りる」とお考えか「意味するところが必ずしも明らかではないが、年金制度については、短時間労働者への被用者保険の適用拡大など平成二十六年六月三日に公表した「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試

算」でお示しした試算結果も踏まえ、今後とも年金の給付水準を確保するための見直しに取り組んでいくとともに、年金生活者支援給付金については、その施行後の状況等を踏まえ、検討を加えてまいりたいと考えている。

お尋ねの「この考え方は今後年金制度が続く百年間維持できるとお考えか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、基礎的消費支出(家計調査における消費支出のうち、食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物に係るものの合計をいう。以下同じ。)は、統計上の制約等により相当程度の幅をもつて増減を繰り返すものとならざるを得ないものであり、また、経済の変動等により常に変化するものでもあることから、将来の基礎的消費支出を予測し、将来の年金額と比較することは困難であるとされている。なお、高齢基礎年金だけで高齢期の消費支出の全てを賄うことは難しいことから、高齢者の就労機会の確保、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、個人型確定拠出年金への加入の促進等により、老後の所得保障の重層化を図っていくこととしている。

基礎的消費支出は高齢基礎年金の額を検討する上での勘案要素の一つであるが、公的年金制度は保険料の納付に応じて給付を行うことが原則であり、また、年金の給付水準の決定に当たっては長期的な給付と負担の均衡の確保が前提となることから、高齢基礎年金の額は、基礎的消費支出を全て賄うという考え方で設定されているものではない。このため、御指摘の「おおむね賄っている」という状態が維持できない場合」の措置についてお答えすることは困難である。さらに、基礎的消費支出は、統計上の制約等により相当程度の幅をもつて増減を繰り返すものとならざるを得ないものであり、また、経済の変動等により常に変化するものでもあることから、お尋ねの「おおむね賄っている」とは言えない状態については、あらかじめ数値等をもつて一概に決められるものではなく、その時々々の社会情勢等を踏まえて、適切に判断されるべきものであると考えている。

お尋ねの「年金の脆弱性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成十八年から平成二十七年における六十五歳以上の生活保護受給者の一人当たりの平均年金額に大きな変化が見られないことなどから、この間の年金額の変化等が直ちに高齢の生活保護受給者の増加に大きな影響を与えているとは必ずしも言えないものと考えている。また、お尋ねの「人口に占める生活保護を受ける人の割合が一度も下がらず上昇し続けている年代」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成十八年から平成二十七年において六十五歳以上の人口に占める生活保護受給者の割合は上昇を続けている。その理由については、高齢者の生活保護の受給状況は、世帯構成の変化、経済情勢や資産の状況など、様々な要素が影響を与えるため、一概にお答えすることは困難である。

御指摘の「新たな制度については、今後、イギリスなど諸外国の例も参考にしながら、例えば、就労していない人にも年金に加入していただく我が国の年金制度と、就労している人のみに加入義務を課すのが一般的諸外国の年金制度との違いなども踏まえ、その必要性を含め、研究してまいりたい。

平成二十八年十一月二十八日提出
質問 第一七三 号

年金制度の所得代替率に関する質問主意書
提出者 長妻 昭

年金制度の所得代替率に関する質問主意書
平成十六年、年金改正法附則の規定では「次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所

得代替率が五〇%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること」とある。

このモデル世帯の所得代替率五〇%に関して、当時の坂口厚生労働大臣は「最低限の生活が保障できる若いときの手取りの五〇%というものを確保する」と答弁している(平成十六年二月二十七日衆議院厚生労働委員会)。

「最低限の生活が保障できる」とは、「老後の」最低限の生活、という意味なのか。お尋ねする。

また、「最低限の生活が保障できる」とは、どのような意味なのか、具体的にお答え願いたい。

さらに、所得代替率五〇%は、本当に最低限の生活が保障できる数値なのか。最低限の生活が保障できるとすれば、その根拠を生活費の費目別数値もお示しいただいたうえでお示し願いたい。

そもそも所得代替率五〇%は、最低限の生活を保障する数値として決定されたものなのか、安倍内閣の見解を問う。

所得代替率五〇%は、専業主婦世帯であるモデル世帯の厚生年金の水準であり、基礎年金(国民年金)のみの受給者には代替率の下限がないと考える。これは事実か。

また、国民年金が、どこまで下がると最低限の生活が維持できなくなると試算しているのか、お尋ねする。また、国民年金低下の歯止めが無いことについてどのような見解を持っているのか、内閣の見解を問う。

平成二十八年十一月十八日の衆議院厚生労働委員会、塩崎厚生労働大臣は「基礎年金の購買力について、平成二十六年の六、四万円から、マクロ経済スライドの調整が終了する平成五十五年には六、三万円と、購買力ベースでみて実質的にはおおむね横ばいということになっている」と答弁し

ている。しかし、この答弁にある基礎年金額は額面であり、購買力とは言えない。高齢者が払うべき公的保険料(介護保険料や医療保険料など)は常識的に年々上昇するため、それを差し引けば、基礎年金額は大幅に減少する。「購買力がおおむね横ばい」と言うことはできないと考えるがどうか。

現在のモデル世帯の所得代替率は分母は現役世代の平均手取り賃金で、分子は年金受給額の額面である。分子分母とも手取り額あるいは、額面に揃えることが国民の生活実感に近づくと考えるがどうか。安倍内閣の見解を問う。

平成二十八年十月二十一日衆議院厚生労働委員会の質疑で塩崎大臣は「所得代替率をどのように定義するかは、次期財政検証に向けて引き続き議論をしていくべき課題かなと思う」「所得代替率についての定義の問題提起がありました。それは先ほど申し上げた通り、次期財政検証に向けて課題の一つとして検討することだということを申し上げた」と答弁されている。

所得代替率について、具体的にどのような議論を検討していくのか。現在のように分母が手取り、分子が額面の計算方法を、分母分子を手取り、あるいは額面に揃えて計算することも含めた検討なのか、現時点での内閣の見解をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一七三号

平成二十八年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出年金制度の所得代替率に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出年金制度の所得代替率に関する質問に対する答弁書

国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号。以下「平成十六年改正法」という。)においては、長期的な給付と負担の均衡を確保し、制度を持続可能なものとするため、上限を固定しつつ保険料の引上げを行うとともに、モデル世帯の所得代替率(平成十六年改正法附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率をいう。以下同じ。)が百分の五十を上回るような給付水準を将来にわたり確保することにより、年金の給付水準の下限を併せて法定化したという経緯を踏まえると、平成十六年二月二十七日衆議院厚生労働委員会における御指摘の坂口元厚生労働大臣の答弁(以下「坂口元厚生労働大臣の答弁」という。)における御指摘の「最低限の生活」及び「最低限の生活が保障できる」とについては厳格な定義があるわけではないと考えているが、坂口元厚生労働大臣の答弁は、平成十六年当時(以下「当時」という。)のモデル世帯の年金額(平成十六年改正法附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額をいう。)が当時の高齢夫婦世帯の基礎的消費支出(家計調査における消費支出のうち、食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物に係るものの合計をいう。以下同じ。)を十分賄える状況にあること等を踏まえて、モデル世帯の所得代替率が百分の五十を上回ることとなるような年金の給付水準を確保し、最低限の生活を保障できるようにしていきたいという趣旨を述べたものと考えている。

御指摘の「国民年金低下の歯止めが無いこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国

民年金及び厚生年金保険の給付については、平成十六年改正法附則第二条第一項において、モデル世帯の所得代替率が百分の五十を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとされており、政府としては、モデル世帯の基礎年金部分の所得代替率(平成十六年改正法附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額に対する比率をいう。以下同じ。)の下限を設けることは現在のところ考えていない。なお、政府としては、平成二十六年六月三日に公表した「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(以下「財政検証」という。)においては、モデル世帯の基礎年金部分の所得代替率を算出したところである。また、財政検証の結果も踏まえ、政策対応の必要性について検討を加え、その検討結果に基づいて、将来の基礎年金の給付水準を確保するため、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案を第百九十回国会に提出するなど、適切に対応しているところである。また、御指摘の「最低限の生活」が維持できなくなるという意味するところが必ずしも明らかではないが、基礎的消費支出は、高齢基礎年金の額を考える上での勘案要素の一つであるが、公的年金制度は保険料の納付に応じて給付を行うことが原則であり、また、年金の給付水準の決定に当たっては長期的な給付と負担の均衡の確保が前提となることから、高齢基礎年金の額は基礎的消費支出を全て賄うという考え方で設定されているものではない。

財政検証において、財政検証における経済前提のケースE(以下「ケースE」という。)及び国立社会保障・人口問題研究所が平成二十四年一月に公表した「日本の将来推計人口」において仮定している合計特殊出生率等の中位推計に基づく、ケースEにおいて前提とした物価上昇率で平成二十六

年度現在の価値に割り戻した満額の老齢基礎年金の額は、平成二十六年年度の約六・四万円に対し、マクロ経済スライドの調整期間(国民年金法昭和三十四年法律第四十一号第十六条の二第一項に規定する調整期間をいう。)が終了する平成五十五年度は約六・三万円とおおむね横ばいとなっている。これを踏まえ、御指摘の平成二十八年十一月十八日衆議院厚生労働委員会における塩崎厚生労働大臣の答弁では、購買力ベースで見て実質的におおむね横ばい」と述べたものである。また、将来の社会保険料の水準について予測することは困難であり、御指摘の「公的保険料(介護保険料や医療保険料など)は常識的に年々上昇する」かどうかは一概には言えないが、社会保険料については、負担能力に応じた負担とすることを基本として、低所得の高齢者への対策として、社会保障と税の一体改革における医療や介護の保険料負担の軽減や年金生活者支援給付金の創設等社会保障制度全体で講ずることとしており、今後も適切に対応してまいりたい。

御指摘の「国民の生活実感」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成十六年改正法附則第二条第一項においては、モデル世帯の所得代替率が百分の五十を上回ることとなるような年金の給付水準を将来にわたり確保することが規定されている。モデル世帯の所得代替率については、指標としての継続性、過去との比較も容易であること等の観点も踏まえて、現在のところ、今の形でお示しすることが適切と考えている。その上で、国民の皆様により御理解いただけるよう、これまでモデル世帯の基礎年金部分の所得代替率を提示するなどの工夫をしており、今後とも、財政検証結果の示し方について、どのような工夫ができるか研究してまいりたい。

がん対策基本法の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。

平成二十八年十一月十六日

参議院議長 伊達 忠一
衆議院議長 大島 理森殿

がん対策基本法の一部を改正する法律

がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)の
一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第九条」に、「第九条」第十
一条を「第十条」第十二条に、「第十二条」第十
三条を「第十三条」第十四条に、「第十四条」第
十七条を「第十五条」第十八条に、「第三節 研
究の推進等(第十八条)」を「第三節 研究の推進等
第四節 がん患者の就
第五節 がんに関する

(第十九条)

等(第二十条)第二十二(条)に、「第十九条・第
教育の推進(第二十三

二十条)を「第二十四条・第二十五条」に改める。

第一条中「にかんがみ」を「並びにがん対策にお
いてがん患者(がん患者であつた者を含む。以下
同じ。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に
受けられるようにすることが課題となつていること
に鑑み」に、「及び医師等」を「医師等及び事業
主」に改める。

第二条に次の五号を加える。

四 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮ら
すことのできる社会の構築を目指し、がん患
者が、その置かれてある状況に応じ、適切な
がん医療のみならず、福祉的支援、教育的支
援その他の必要な支援を受けることができる
ようにするとともに、がん患者に関する国民
の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生
活を営むことができる社会環境の整備が図ら
れること。
五 それぞれのがんの特性に配慮したものとな
るようにすること。

六 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策
との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実
施されること。

七 国、地方公共団体、第五条に規定する医療
保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係
る活動を行う民間の団体その他の関係者の相
互の密接な連携の下に実施されること。

八 がん患者の個人情報(個人に関する情報で
あつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日
その他の記述等により特定の個人を識別する
ことができるもの(他の情報と照合すること
により、特定の個人を識別することができる
こととなるものを含む。)をいう。)の保護につ
いて適正な配慮がなされるようにすること。

第五条中「介護保険法(平成九年法律第百二十三
号)第七条第七項に規定する医療保険者を「高
齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律
第八十号)第七条第二項に規定する保険者及び同
法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連
合」に改め、「がん検診の下に(その結果に基づ
く必要な対応を含む。)」を加える。

第六条中「影響」の下に、「がんの原因となるお
それのある感染症を加え、「払うよう努めると
もに」を「払い」に改め、「受けるよう」の下に「努
めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう」を
加える。

第二十条を第二十五条とする。
第十九条中「第九条第四項」を「第十条第四項」に
改め、同条を第二十四条とする。
第三章第三節の次に次の二節を加える。

第四節 がん患者の就労等
(がん患者の雇用の継続等)
第二十条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇
用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主
に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識
の普及その他の必要な施策を講ずるものとす
る。

(がん患者における学習と治療との両立)
第二十一条 国及び地方公共団体は、小児がんの
患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治
療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けること
ができるよう、必要な環境の整備その他の必要
な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)
第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体
が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者
の団体の行う情報交換等の活動を支援するた
め、情報提供その他の必要な施策を講ずるもの
とする。

第五節 がんに関する教育の推進
第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、が
んに関する知識及びがん患者に関する理解を深
めることができるよう、学校教育及び社会教育
におけるがんに関する教育の推進のために必要
な施策を講ずるものとする。

第十八条第一項中「事項」の下に「並びにがんの
治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び
軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養
生活の質の維持向上に資する事項」を加え、同条
第二項中「標準的な」を「有効な」に、「臨床研究」を
「臨床研究等」に改め、同項を同条第三項とし、同
条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、罹患して
いる者の少ないがん及び治療が特に困難である
がんに係る研究の促進について必要な配慮がな
されるものとする。

第三章第三節中第十八条を第十九条とする。
第十七条第一項中「及びその家族」を「(その家族
を含む。第二十条及び第二十二(条)において同
じ。)」に改め、同条第二項中「がん患者のがんの罹
患、転帰その他の状況を把握し、分析するための
取組を支援するために必要な施策を講ずる」を「が
んに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推

進に関する法律(平成二十五年法律第百一十一号)第
二条第二項に規定するがん登録(その他のがんの
罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のため
の取組を含む。以下この項において同じ。)、当該
がん登録により得られた情報の活用等を推進す
る」に改め、第三章第二節中同条を第十八条とす
る。

第十六条中「疼痛等の緩和を目的とする医療が
早期から適切に行われる」を「緩和ケアが診断の時
から適切に提供されるようにすること、がん患者
の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供
が確保される」に改め、「対するがん患者の療養生
活」の下に「これに係るその家族の生活を含む。
以下この条において同じ。)」を加え、同条を第十
七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条中「化学療法」の下に「緩和ケア(がん
その他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若
しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和
することによりその療養生活の質の維持向上を図
ることを主たる目的とする治療、看護その他の行
為をいう。第十七条において同じ。)」のうち医療と
して提供されるもの」を加え、同条を第十五条と
する。

第十三条に次の二項を加える。

2 国及び地方公共団体は、がん検診によつてが
んに罹患している疑いがあり、又は罹患してい
ると判定された者が必要かつ適切な診療を受け
ることを促進するため、必要な環境の整備その
他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、前二項に規定する施
策を効果的に実施するため、がん検診の実態の
把握のために必要な措置を講ずるよう努めるも
のとする。

第三章第一節中第十三条を第十四条とする。
第十二条中「影響」の下に「がんの原因となる
おそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特

定のがん及びその予防等」を加え、同条を第十三条とする。

第十一条第二項中「介護保険法の下に」(平成九年法律第百二十三号)を加え、「保健、医療又は福祉に関する」を「がん対策に関連する」に改め、同条第三項中「五年」を「六年」に改め、第二章中同条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条第七項中「五年」を「六年」に改め、同条を第十条とする。

第一章中第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(事業主の責務)

第八条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

2 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の二中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

がん対策基本法の一部を改正する法律案
(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、がん対策の一層の推進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的規定に、がん対策においてがん患者(がん患者であつた者を含む。以下同じ。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となつていゝことに鑑み、がん対策を推進する旨を加えること。

2 基本理念として、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれてゐる状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができること。

3 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

4 がん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画の見直し期間について「少なくとも五年」と改められるところを「少なくとも六年」と改めること。

5 がんの予防の推進のために必要な施策として、がんの原因となるおそれのある感染症に関する啓発及び知識の普及等を明記すること。

6 国及び地方公共団体は、がん検診によりがんの疑いがあると判定された者等が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備等の施策を講ずるものとする。

7 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成を図るための施策を規定すること。

8 がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策として、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること等を明記すること。併せて、国及び地方公共団体は、がん患者の家族についてもその生活の質の維持向上のために必要

な施策を講ずるものとする。

9 がんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項並びにがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項についての研究の促進等の施策を講ずるに当たり、罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。

10 その他、基本的施策において、がん患者の雇用の継続、小児がんの患者その他のがん患者における学習と治療との両立、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進等を規定すること。

11 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

がん対策の一層の推進を図るため、所要の措置を講ずることは、時宜に適應するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十八年十二月七日

厚生労働委員長 丹羽 秀樹

衆議院議長 大島 理森殿

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十八年十一月二十五日

参議院議長 伊達 忠一

衆議院議長 大島 理森殿

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 民間あつせん機関の許可等(第六条—第二十二条)

第三章 養子縁組のあつせんに係る業務(第二十三条—第三十六条)

第四章 雑則(第三十七条—第四十三条)

第五章 罰則(第四十四条—第四十七条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あつせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、養子縁組あつせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あつせん機関による適正な養子縁組のあつせんの促進を図り、もつて児童の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 児童 十八歳に満たない者をいう。

二 養親希望者 養子縁組によつて養親となることを希望する者をいう。

三 養子縁組のあつせん 養親希望者と児童との間の養子縁組をあつせんすることをいう。

四 養子縁組あつせん事業 養子縁組のあつせんを業として行うことをいう。

五 民間あつせん機関 第六条第一項の許可を受けて養子縁組あつせん事業を行う者をいう。

(児童の最善の利益等)

第三条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんは、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。

2 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんは、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

(民間あつせん機関及び児童相談所の連携及び協力)

第四条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんについては、当該民間あつせん機関並びに他の民間あつせん機関及び児童相談所は、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあつせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(児童等の個人情報の取扱い)

第五条 民間あつせん機関は、その業務に関し、児童、児童の父母(児童の出生により当該児童の父母となるべき者を含む。以下同じ)、養親希望者その他の関係者の個人情報(以下この条において「児童等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で児童等の個人情報収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 民間あつせん機関は、児童等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第二章 民間あつせん機関の許可等(許可)

第六条 国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あつせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あつせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三 養子縁組あつせん事業を行う事業所の名称及び所在地

四 第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者の氏名及び住所並びに経歴

五 その他厚生労働省令で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人にあつては、定款その他の基本約款を記載した書類

二 養子縁組あつせん事業の実施方法を記載した書類

三 養子縁組あつせん事業を行う事業所ごとの当該養子縁組あつせん事業に係る事業計画書

四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る養子縁組あつせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類であつて厚生労働省令で定めるもの

五 養子縁組のあつせんに関し手数料を徴収する場合にあつては、当該手数料の算定の基準を記載した書類であつて厚生労働省令で定めるもの

六 その他厚生労働省令で定める書類

(許可の基準等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の申請書が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一 養子縁組あつせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。

二 養子縁組あつせん事業を行う者(その者が

法人である場合にあつては、その経営を担当する役員)が社会的信望を有すること。

三 申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。

四 養子縁組あつせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

五 営利を目的として養子縁組あつせん事業を行おうとするものでないこと。

六 脱税その他の不正の目的で養子縁組あつせん事業を行おうとするものでないこと。

七 個人情報等を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あつせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可のための審査に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、申請に係る養子縁組あつせん事業の実施に係る体制について申請者に対し説明を求め、及び実地の調査を行うものとする。

(許可の欠格事由)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらざり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四 この法律、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等

に関する法律平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

五 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

六 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

八 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(手数料)

第九条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、養子縁組のあつせんに関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

2 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあつせんに関する手数料の額その他養子縁組のあつせんに係る業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し、情報の提供を行わなければならない。

(許可証)

第十条 都道府県知事は、第六条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あつせん事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、養子縁組あつせん事業を行う事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。 3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。 (許可の条件) 第十一条 第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。 2 前項の条件は、第六条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。 (許可の有効期間等) 第十二条 第六条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。 2 前項に規定する許可の有効期間当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときは、当該更新を受けた許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る養子縁組あつせん事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。 3 都道府県知事は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。 4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第六条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。 5 第六条第二項及び第三項、第七条第二項並びに第八条(第六号を除く。)の規定は、第二項に	規定する許可の有効期間の更新について準用する。 (変更の届出) 第十三条 民間あつせん機関は、第六条第二項各号に掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 この場合において、当該変更に係る事項が養子縁組あつせん事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定により養子縁組あつせん事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。 3 民間あつせん機関は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。 (事業の廃止) 第十四条 民間あつせん機関は、養子縁組あつせん事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出があつたときは、第六条第一項の許可は、その効力を失う。 (改善命令) 第十五条 都道府県知事は、民間あつせん機関が、その業務に関しこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該民間あつせん機関に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (許可の取消し等) 第十六条 都道府県知事は、民間あつせん機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。 一 第八条各号(第六号を除く。)のいずれかに該当しているとき。 二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。 三 第十一条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。 2 都道府県知事は、民間あつせん機関が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定め養子縁組あつせん事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 (名義貸しの禁止) 第十七条 民間あつせん機関は、自己の名義をもつて、他人に養子縁組あつせん事業を行わせなければならない。 (帳簿の備付け等) 第十八条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあつせんに係る業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。 (帳簿の引継ぎ) 第十九条 民間あつせん機関は、第十六条第一項の規定により第六条第一項の許可を取り消されたとき、第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けなかつたとき又は養子縁組あつせん事業を廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その保存に係る前条の帳簿を、都道府県知事又は他の民間あつせん機関に引き継がなければならない。 2 前項の規定により同項の帳簿の引継ぎを受け	た民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、その帳簿を保存しなければならない。 (事業報告) 第二十条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あつせん事業を行う事業所ごとの養子縁組あつせん事業に係る事業報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。 (業務の質の評価等) 第二十一条 民間あつせん機関は、その行う養子縁組のあつせんに係る業務の質について、自ら評価を行うとともに、厚生労働省令で定めるところにより、評価機関(養子縁組のあつせんに係る業務についての評価を行う機関として厚生労働省令で定める者をいう。)による評価を受け、それらの結果を公表しなければならない。 2 民間あつせん機関は、前項の評価の結果に基づき、養子縁組のあつせんに係る業務の改善を図るため必要な措置を講ずよう努めなければならない。 (民間あつせん機関に対する支援) 第二十二条 国又は地方公共団体は、民間あつせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあつせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。 第三章 養子縁組のあつせんに係る業務(相談支援) 第二十三条 民間あつせん機関は、養子縁組のあつせんに関し、児童の父母、児童の父母以外の者で児童を現に監護するもの、養親希望者、児童等を支援するため、これらの者に対し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。
---	---	--

育を行うことについて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる者から同意を得なければならぬ。

8 民間あつせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんに際し、縁組成立前養育を行わせようとするときは、縁組成立前養育に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならぬ。

一 当該養子縁組のあつせんに係る児童の法定代理人
二 当該養子縁組のあつせんに係る児童の父又は母で親権を停止されているものがある場合にあっては、当該父又は母
三 第一号に掲げる者以外に当該養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者がある場合にあっては、当該者

9 民間あつせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんに際し、縁組成立前養育を行わせようとするときは、縁組成立前養育に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならぬ。

一 当該養子縁組のあつせんに係る児童
二 当該養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者
三 民間あつせん機関は、前各項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者に対し、その置かれている状況等を勘案し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会等の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言を

10 民間あつせん機関は、前各項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者に対し、その置かれている状況等を勘案し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会等の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言を

の他の援助を十分に行わなければならない。

11 第一項から第九項までの規定は、民間あつせん機関が、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者から、第一項から第九項までの同意を同時に得ることを妨げるものではない。

12 第一項から第九項までの同意をした者は、養子縁組のあつせんに係る児童についてその養子縁組が成立するまでの間、いつでも、厚生労働省令で定めるところにより、その同意を撤回することができる。

(養子縁組のあつせんに係る児童の養育)
第二十八条 民間あつせん機関は、養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者から当該児童を委託された場合には、養親希望者が当該児童の養育を開始するまでの間、当該児童が適切に養育されるよう必要な措置を講じなければならない。

(縁組成立前養育)
第二十九条 民間あつせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあつせんを受けることを養親希望者が希望する場合には、養親希望者に縁組成立前養育を行わせなければならない。

2 民間あつせん機関は、養親希望者に縁組成立前養育を行わせようとするときは、養親希望者から、次に掲げる事項について、書面による同意を得なければならない。

一 民間あつせん機関から、第三十二条第一項又は第二項の規定による報告を行うための協力その他の児童の監護の状況等を把握するための協力を求められたときは、その求めに応ずること。
二 民間あつせん機関から、第五項の規定により縁組成立前養育の中止を求められたときは、当該縁組成立前養育を中止し、児童を民間あつせん機関に引き渡すこと。

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 民間あつせん機関は、縁組成立前養育が行われている場合には、養親希望者及び児童に対して面会の方法により相談に応ずること等により、適時かつ適切に縁組成立前養育における監護の状況等を把握するよう努めなければならない。

4 民間あつせん機関は、縁組成立前養育が行われている場合において、縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で養子縁組を成立させることが児童の最善の利益に適合すると認めるに至ったときは、養親希望者に対し、養子縁組を成立させるために必要な手続をとるよう指導及び助言を行うものとする。

5 民間あつせん機関は、次に掲げる場合には、養親希望者に対し、縁組成立前養育の中止を求めなければならない。

一 縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で養子縁組を成立させることが児童の最善の利益に適合しないと認めるに至ったとき。
二 第二十七条第七項から第九項までの同意が撤回されたとき。
三 前二号に掲げる場合のほか、児童と養親希望者との間で養子縁組が成立する見込みがないこと等により、縁組成立前養育を継続させることが相当でないことと認めるに至ったとき。

(養子縁組の成否等の確認)
第三十条 民間あつせん機関は、その行った養子縁組のあつせんに関し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始の有無
二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否
三 前号の養子縁組が成立した場合において、

その成立の日から六月間における当該養子縁組に係る児童の監護の状況その他厚生労働省令で定める事項

(縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置)

第三十一条 民間あつせん機関は、第二十九条第五項の規定により養親希望者に対して縁組成立前養育の中止を求めたときは、養親希望者から児童の引渡しを受けて、当該児童についての監護の権利を有する者に引き渡すこと、児童相談所に児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告を行うことその他の児童の保護のための適切な措置を講ずるものとする。

(都道府県知事への報告)

第三十二条 民間あつせん機関は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、その事由が生じた日から一月以内に、都道府県知事に報告しなければならない。

一 養親希望者との養子縁組のあつせんに係る契約の締結 第二十四条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
二 縁組成立前養育の開始 第二十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項、第二十五条第二項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項
三 第二十九条第五項各号に掲げる事由(縁組成立前養育が行われている場合に限り) 当該事由の内容その他厚生労働省令で定める事項

四 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始 第二号に掲げる事項(縁組成立前養育が行われていない場合に限る)その他厚生労働省令で定める事項
五 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項

五 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項

2 民間あつせん機関は、養子縁組の成立の日から六月が経過したときは、その経過した日から一月以内に、第三十条第三号に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 民間あつせん機関は、その養子縁組のあつせんに係る養親希望者が児童の養育を開始したときは、その養育を開始した日から一月以内に、当該児童の居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(養子縁組の成立後の支援)

第三十三条 民間あつせん機関は、その行った養子縁組のあつせんについて、養子縁組の成立後において、養子となつた者、養親となつた者又は養子となつた者の実父若しくは実母を支援するため、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(養親希望者等への情報の提供)

第三十四条 民間あつせん機関は、その養子縁組のあつせんに係る児童について養親希望者又は養親となつた者(以下この条において「養親希望者等」という。)による養育が開始されるまでに、当該養親希望者等に対し、当該児童の心身の状況に関し、当該児童の養育に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

2 民間あつせん機関は、養親希望者等に対し、養子縁組のあつせんに係る児童の父母に関する情報(当該児童との養子縁組を成立させるために必要な手続をとる際に必要な情報を除く。)として厚生労働省令で定めるものを提供してはならない。

(秘密を守る義務等)

第三十五条 民間あつせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の

秘密を漏らしてはならない。民間あつせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

2 民間あつせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に関し知り得た個人情報、みだりに他人に知らせてはならない。民間あつせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

(養子縁組あつせん責任者)

第三十六条 民間あつせん機関は、事業所ごとに、当該事業所に係る養子縁組のあつせんに係る業務を適正に実施するため、養子縁組あつせん責任者を選任しなければならない。

2 養子縁組あつせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であつて養子縁組あつせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経歴を有するものでなければならない。

第四章 雑則

(指針)

第三十七条 厚生労働大臣は、民間あつせん機関が適切に養子縁組のあつせんに係る業務を行うために必要な指針を公表するものとする。

(指導及び助言)

第三十八条 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、民間あつせん機関に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができ

(報告及び検査)

第三十九条 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、民間あつせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、民間あつせん機関の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(養子縁組のあつせんに係る制度の周知)

第四十条 国及び地方公共団体は、児童に対する養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育の機会の確保に資するよう、養子縁組のあつせんに係る制度の周知のための措置を講ずるものとする。

(大都市等の特例)

第四十一条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下この条において「児童相談所設置市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下この条において「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(経過措置の命令への委任)

第四十二条 この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令で定める

生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰則

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の許可を受けないで養子縁組あつせん事業を行つた者

二 偽りその他の不正の行為により、第六条第一項の許可又は第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

三 第十六条第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四 第十七条の規定に違反した者

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定に違反した者

二 第十五条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第六条第三項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十三条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

6 厚生労働大臣は、民間あつせん機関が適切に養子縁組のあつせんに係る業務を行うために必要な指針を公表すること。また、都道府県知事による指導及び助言、報告及び検査に関する規定並びに国及び地方公共団体による養子縁組のあつせんに係る制度の周知のための規定を設けること。

(別紙)
民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
一 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、養子縁組のさらなる促進に資するよう、養親希望者の負担の軽減を含む必要な支援の在り方について検討を行うこと。

六 養子縁組のあつせんに関する施策については、特定妊婦への支援、養子となった者の実父母が自立した生活を営むことができるようにするための施策その他の関連施策との有機的な連携を図ること。
七 本来の家庭における養育が困難な児童に対して、家庭における養育環境と同様の養育環境の継続的な提供に資する観点から、児童相談所及び民間あつせん機関は、可能な限り連携を図りながら相互に協力すること。

を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「建設工事」とは、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。

8 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんを受けて養子となった者に対する情報の開示等の制度の在り方については、この法律の公布後三年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

二 予期せぬ妊娠等、産前産後において特に支援を要する妊産婦や不妊に悩んでいる者が、養子縁組のあつせんに係る制度及び特別養子縁組制度に対する理解を深め、必要に応じて利用することができるよう、産科を始めとする医療機関等において両制度の適切な周知に努めること。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案
右の本院提出案を送付する。
平成二十八年十二月七日
参議院議長 伊達 忠一
衆議院議長 大島 理森殿

2 この法律において「建設工事従事者」とは、建設工事に従事する者をいう。
3 この法律において「建設業者」とは、建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。
4 この法律において「建設業者等」とは、建設業者及び建設業法第二十七条の三十七に規定する建設業者団体をいう。
(基本理念)
第三条 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められることにより、行われなければならない。

9 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

三 民間あつせん機関が継続的かつ安定的に養子縁組あつせん事業を運営することが可能となるよう、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めること。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律
目次
第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 基本計画等(第八条―第九条)
第三章 基本的施策(第十条―第十四条)
第四章 建設工事従事者安全健康確保推進会議(第十五条)
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念

2 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、このために必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられることにより、行われなければならない。
3 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られることを旨として、行われなければならない。
4 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られることを旨として、行われなければならない。

二 議案の可決理由

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あつせん機関による適正な養子縁組のあつせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資するため、養子縁組あつせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

四 養子縁組のあつせんは家庭における養育を児童に確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、当該あつせん業務の質にばらつきが生じないよう、厚生労働大臣が定める指針や運営基準等の周知徹底に努めること。また、営利目的が疑われるような悪質なあつせん事業を防止するよう、民間あつせん機関の指導監督に万全を期すこと。

五 民間あつせん機関において養子縁組あつせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り方について検討を行うこと。

建設工事従事者の安全
建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られることを旨として、行われなければならない。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十八年十二月七日
厚生労働委員長 丹羽 秀樹
衆議院議長 大島 理森殿

建設工事従事者の安全
建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条及び第六条において「基本理念」という。)にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県の責務)

第五条 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(建設業者等の責務)

第六条 建設業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずるとともに、国又は都道府県が実施する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第八条 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(以下この条及び次条第一項において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

二 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関

し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化を勘案し、並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(都道府県計画)

第九条 都道府県は、基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画(次項において「都道府県計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等)

第十条 国及び都道府県は、建設工事の請負契約

において建設工事従事者の安全及び健康に十分配慮された請負代金の額、工期等が定められ、これが確実に履行されるよう、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費、建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険料を含む。)の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(責任体制の明確化)

第十一条 国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する責任体制の明確化に資するよう、建設工事に係る下請関係の適正化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(建設工事の現場における措置の統一の実施)

第十二条 国及び都道府県は、建設工事の現場において、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する措置が統一的に講ぜられるよう、建設業者の間の連携の促進、当該現場における作業を行う全ての建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険関係の状況の把握の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(建設工事の現場の安全性の点検等)

第十三条 国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る建設業者等による自主的な取組を促進するものとする。

2 国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及並びに建設工事の安全な実施に資するとともに省力化及び生産性の向上にも配慮した材料、資機材及び施工方法の開発及び普及を促進するものとする。

(建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発)

第十四条 国及び都道府県は、建設工事従事者の

安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識の啓発を図るため、建設業者による建設工事従事者の従事する業務に関する安全又は衛生のための教育の適切な実施の促進、建設業者等による建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 建設工事従事者安全健康確保推進

会議

第十五条 政府は、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関(次項において「関係行政機関」という。)相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、建設工事従事者安全健康確保推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し専門的知識を有する者によつて構成する建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並び

に国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念として、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約における適正な請負代金の額・工期等の設定、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置が設計・施工等の各段階において適切に講ぜられること等により、行われなければならないこと。

2 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること等、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策について、国、都道府県、建設業者等の責務を定めること。

3 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は税制上の措置等を講じなければならないこと。

4 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画を策定しなければならない。また、都道府県は、同計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画を策定するよう努めること。

5 国及び都道府県は、建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算、責任体制の明確化、建設工事の現場における措置の統一の実施、建設工事の現場の安全性の点検、建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発等に必要な施策を講ずること。

6 政府は、厚生労働省、国土交通省等の関係

行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、建設工事従事者安全健康確保推進会議を設けることとし、関係行政機関は、調整を行うに際して、専門的知識を有する者によつて構成する建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議の意見を聴くこと。

7 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項等を定めようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十八年十二月九日

衆議院議長 大島 理森殿
国土交通委員長 西銘恒三郎

(別紙)

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 建設工事従事者の「安全及び健康の確保」が

「処遇の改善及び地位の向上」の促進を旨として行われるよう、これらを総合的に結びつける施策の検討を進め、基本計画に盛り込むこと。また、その際「安全及び健康の確保」が何よりも優先されるべきであることに十分配慮すること。

二 墜落事故の防止対策その他建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費については、現在、政府が進めている法定福利費を内訳明示した見積書の提出等に関する施策を一層強力に進める等、社会保険一般の未加入対策について、その一層の推進を図ること。

三 社会保険に関する必要な経費を適切かつ明確に確保し、これが下請事業者に至るまで確実に支払われ、所要の施策が講ぜられるようにすることは、建設工事従事者の安全及び健康の確保のみならず、処遇の改善を図る上でも重要な施策であることに鑑み、社会保険料一般を含む安全及び健康の確保に関する経費が適切に支払われるよう努めること。

四 建設労働災害や事故の原因の一つとして、適正な工期が確保されていない問題が指摘されていることに鑑み、安全確保のための余裕ある工期の設定が図られるべきであることを基本計画において明示すること。

五 建設労働災害の撲滅に資するため、建設工事現場の調査、研究、分析に努めること。

六 建設工事の現場の安全を確保し、災害を防止するためには、不断の点検が重要となるため、十分な知識・経験を有する者による点検の促進を図ること。

七 専門家会議の委員の人選に当たっては、単に専門的知識だけでなく、科学的、社会政策的知見に基づき客観的立場に立った意見及び建設工事従事者の立場に立った意見の反映が担保されるような構成とすること。

八 本法の趣旨に基づき、建設労働災害の四割程度を占める墜落災害の撲滅を期すために、制度

の整備及び労働災害防止計画の改定を始めとする実効ある対策を推進すること。

九 本法による施策の推進をより実効あらしめるため、関係する審議会等に現場の実態が的確に反映されるよう、委員の構成等について配慮すること。

十 今後東京オリンピック・パラリンピック関連工事が増大することに伴い、建設工事従事者の安全と健康に特に配慮が必要な状況の下、政府はそのために必要な対策を講ずること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	〒一〇五八四四五
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二八円 二〇円